**よくある質問＆回答（消費者向け）**

Ｑ１プレミアム付商品券は誰でも購入できますか？

Ａ 志摩市在住の以下の対象者の方となっております。

購入対象者

1. 平成３１年度住民税非課税者（課税基準日：平成３１年１月１日）

※住民税課税者と同一生計の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く。

②平成２８年４月２日から令和元年９月３０日までに生まれた子が属する世帯の世帯主。

　 ※詳細については、志摩市役所地域福祉課（TEL 44-0283）へお問合せください。

Ｑ２ 商品券はいくら（金額）ですか？

Ａ １冊４千円で販売します。

１冊に５００円券が１０枚で、５,０００円分の商品券です。

※１冊あたり１,０００円分のプレミアムが付いています。

Ｑ３ 商品券は購入引換券１枚につき何冊まで購入できますか？

Ａ ５冊まで（５回に分けて購入することもできます）。

Ｑ４ 商品券は、どこでも使えますか？

Ａ 志摩市プレミアム付商品券「取扱店」であればどこでもご利用頂けます。

　　　　志摩市プレミアム付商品券「取扱店」ポスターのあるところでご利用頂けます。

Ｑ５ 商品券はいつから発売されるのですか？

Ａ 令和元年１０月１日から令和２年２月２１日まで市内郵便局(１６局)にて購入できます。

Ｑ６ 商品券には、使用期限がありますか？

Ａ ご使用期間は、令和元年１０月１日から令和２年２月２９日までとなっております。

使用期限を過ぎると、ご使用できなくなります。また払い戻しもできませんので使用期限内にご使用ください。

Ｑ７ 購入するときに、必要なものはありますか？

Ａ 購入引換券と本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）が必要

です。

Ｑ８ 代理人による購入はできますか？

Ａ ご購入いただけます。

代理人による購入の場合は、窓口に来訪した者の本人確認及び購入引換券に記載されてい

る者との関係を委任状等の資料や口頭による確認が必要です。

Ｑ９ 商品券で何でも買えます（使えます）か？

Ａ 商品券で買えないもの（使えないもの）主なものは、以下のとおりです。

・税金や水道代などの公共料金　×

・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード　×

・土地、家屋　×

・たばこ　×

・風俗営業店舗への支払い　×

　　※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第7号、同項第8号及び同条第5

　　 項に該当する店舗への支払い。

・事業者間の決済　×

・現金との換金、金融機関への預け入れ　×

Ｑ１０ 購入後に返金、未使用の商品券の払い戻しはできますか？

Ａ 購入後の返金、未使用の商品券の払い戻しはできません。

Ｑ１１ 購入後の商品券の盗難、紛失、についての保証はありますか？

Ａ 保証はありません。

盗難、紛失、その他の事故等については、その責を負いかねます。

Ｑ１２ 汚損した商品券の対応は？

Ａ 次の条件を満たせば使用できます。

・通し番号が確認できること。

・券面の面積が３分の２以上残っていること。

・券面の偽造防止特殊加工が残っていること。

ただし、券面の裏面の取扱店欄に押印や記載がある場合には、使用できません。

Ｑ１３ クレジットカードや電子マネーで購入できますか？

Ａ できません。現金のみでの購入になります。

Ｑ１４ 商品券を使用する際の上限金額はありますか？

Ａ ありません。

Ｑ１５ 商品券は他の商品券や割引券との重複使用はできますか？

Ａ 重複使用につきましては、各参加店舗の判断で条件を設定していただいております。

詳細は、各店舗にお問合せください。

Ｑ１６ つり銭が出ないのはなぜですか？

Ａ 消費者が少額の商品を購入した場合、商品券購入額以上の現金が消費者につり銭として戻

るため不当な利益を受けることなどを防ぐためです。

Ｑ１７　購入引換券を紛失した場合、再発行はできますか？

Ａ 再発行はありません。大切に保管してください。

こちらをご覧になっても不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

**＜お問合せ＞**

志摩市商工会　プレミアム付商品券　係

ＴＥＬ　０５９９－４４－０７００

　　　 お問い合わせの受付は、平日９：００～１７：１５となっております。